

経済建設委員会会議録

平成23年6月24日

9時57分	開 会
11時12分	閉 会

網 走 市 議 会

午前 9 時 57 分 開会

○佐々木委員長

それでは、少し時間が早いのですが皆さんおそろいですので、経済建設委員会を開催いたします。

開催前に、網走タイムズの今村記者から傍聴の申請が来ておりますが、許可してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、本日の委員会ですけれども、議案 2 件、請願 1 件、陳情 1 件、要請 1 件の合計 5 件について御審議願います。

議案につきましては、6 月 13 日開催の説明会において、既に理事者から説明を受けておりますけれども、再度、簡単な説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

審議終了後、一たん委員会を休憩しまして、理事者を入れかえしまして追加議案の説明会を行います。

なお、その他では、行政視察の実施についてを予定しておりますので、これは説明会終了後、理事者退席の後、委員会を再開して行いたいと思います。

では、まず議案に入りたいと思います。

議案第 1 号平成 23 年度網走市一般会計補正予算中、所管分について、順次説明を受けながら審議していきたいと思います。

まず、農林水産業費、農業総務費の関係で、農業者戸別所得補償制度推進事業について、説明をお願いします。

○吉田農政課長

それでは、申しわけありませんが、議案資料 6 ページをごらん願います。

平成 23 年度一般会計農業総務費、農業者戸別所得補償制度推進事業の補正予算についてですが、補正の理由につきましては、平成 23 年度より実施されます畑作物を対象にいたしました農業者戸別所得補償制度推進事業を実施するために、記載の経費 159 万 2,000 円を補正するものであります。

事業の内容についてであります、戸別所得補償制度実施に伴いまして、地域農業者を対象とした制度説明会の開催、畑作物の所得補償

交付金、各種加算などの申請手続などを行うための事務経費であります。

補正は、事務費が 159 万 2,000 円で、内訳は、臨時職員の共済費 12 万円、賃金 86 万 2,000 円、制度説明会への参加旅費 12 万円、事業に係る一般事務費 5 万円、説明会開催に係る会場使用料 2 万円、再生協議会が行う推進活動に対する補助金 42 万円です。

なお、歳出歳入予算内訳は記載のとおりで、一般財源の計上はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

何か皆さんからございますか。

○平賀委員

まず、確認だけさせていただきたいと思いますが、制度の説明会についてですけれども、これは先日、ちょうど降ひょう被害があった日に行われたものがあったと思うのですけれども、その 1 回分だけということで積算分と理解していいでしょうか。

○吉田農政課長

1 回分の予算で計上しております。

○平賀委員

それは確認だけでしたのでわかりました。

それから、網走市農業再生協議会について御説明をいただきたいのですけれども、こういった団体で構成されていて、事務局ですとか出資単位というのはどういうところになるのでしょうか。

○吉田農政課長

再生協議会の構成は網走市、オホーツク網走農業協同組合、網走市農業委員会、この 3 者が構成になりまして、オブザーバーといたしまして農業改良普及センターが入っております。この 3 者で戸別所得補償制度の申請手続を進めていくという考えで組織されております。

○平賀委員

今、役割の説明もしていただいたのですけれども、戸別所得補償の申請手続をここがやっていくというのがわかりました。そのほかに何か事業としてやっていくということはあるのでしょうか。

○吉田農政課長

今のところは戸別所得補償に関する手続に特化したような形で動いていますが、今後、さまざまな制度が出てくる中では、この再生協議会が対応

していく形になると考えております。

○佐々木委員長

そのほか、ございますか。

（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

よろしいですね。

それでは、原案可決するものと決定いたします。

次に、畑作振興対策事業について説明お願いいたします。

○吉田農政課長

それでは、議案資料7ページをごらん願います。

平成23年度一般会計、農業振興費、農業生産資材安全使用等総合推進事業の補正予算であります。補正の理由につきましては、オホーツク網走農業協同組合が実施主体となります農業生産資材安全使用等総合推進事業に対し国庫補助金を支出するため、記載の経費15万円を補正するものであります。

事業の内容についてであります。残留農薬に対する消費者の関心が深まっている中、カボチャの安全性を確保するため、オホーツク網走農協が出荷前に実施する農薬の残留分析経費に対し、国が2分の1以内で支援するもので、網走市は間接補助として国庫補助金相当を補正するものであります。

なお、歳出歳入予算内訳は記載のとおりであり、一般財源の計上はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

皆さんのほうから何か質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

では、これも原案可決すべきものと決定いたします。

次に、土木費に移ります。

道路整備事業についての説明をお願いいたします。

○石川都市開発課長

議案資料1号の8ページ、9ページをごらんください。

平成23年度一般会計、道路橋梁新設改良費、潮見団地線歩道整備事業の補正予算について御説明いたします。

補正予算に係る事業の内容であります。潮見小学校、第3中学校の通学路となっております市道潮見団地線の歩道整備事業であります。

補正の理由及び内容であります。国の平成23年度予算確定によります事業費の減額に伴いまして、工事費1,900万円、用地購入費200万円、補償費100万円、合計2,200万円を減額補正するものであります。

補正額であります。歳出予算では、補正前の額8,000万円に對しまして2,200万円を減額し、補正後の額は5,800万円でございます。

歳入予算では、歩道整備事業交付金で、補正前の額4,800万円に對しまして1,320万円を減額し、補正後の額が3,480万円です。

道路橋梁事業債では、補正前の額4億370万円に對しまして840万円を減額し、補正後の額が3億9,530万円であります。

なお、減額に伴い縮小した事業内容につきましては、次年度に実施する予定であります。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆さんのほうから何か質疑ございますか。

○山田委員

今、御説明を伺いましたけれども、減額された部分は次年度になるということなのですが、またこれは国の予算が減るという可能性で、伸び伸びということもあり得るのでしょうか。

○石川都市開発課長

当該歩道整備工事につきましては、平成21年度に着工しまして、予定では5カ年間、25年度までに完成をさせるという計画で進めておりまして、今のところ25年度に完了するような形で国に要望していきたいと思っておりますけれども、同様に来年度以降も減額されれば完了年度が延びるということも考えられます。

○山田委員

そういうことで、なかなか厳しい状況ですが、粘り強く国からの補助金をもらっていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

では、原案可決すべきものと決定いたします。

す。

次に、土木費が4件ございますが、まず港湾管理運営事業から説明を受けたいと思います。

○酒井港湾課長

続きまして、資料の10ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度の一般会計、港湾管理費の補正予算について御説明いたします。

港湾管理運営事業における網走港船舶離着岸補助業務、これは入港船舶の離着岸の際に行う引船に係る委託業務で、これに係る補正でございます。

補正の理由及び内容であります。網走港における引船業務におきましては、従来、島田海運株式会社に委託をしておりましたが、本年3月末をもちまして同社が事業を停止することとなりました。

このことを受けまして、道内各港の引船業者で網走港において事業可能な業者を調査検討いたしました結果、紋別港に本社を置く引船業者1社が受託可能であるということによりまして、同社を選定することといたしました。

選定理由といたしましては、道内他港に比べ安価な金額での委託ができるということ。それから、紋別港のほか稚内港、あるいは十勝港などで業務を受託しておりまして十分な実績があります。

補正の額であります。年間の所要額3,391万5,000円から本年度引船業務委託料として既に予算を計上しております金額998万円を差し引いた2,393万5,000円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆様から何かございますか。

○山田委員

引船に関しては、島田さんが今まで多分御厚意によってやっていただいていたと思うのです。このたびは、全道調べる中で安価な業者が見つかったという形で今回計上されたと思うのですけれども、今後、この業者との間で途中で増額するようなこととか、計画は多分ないだろうとは思いますが、そういう契約内容というのはどのようになりますか。

○酒井港湾課長

基本的には、ことし契約しているベースで今後も交渉していくという形になっていくと思いますので、今のところ増額するという方向性ではありません。

○佐々木委員長

そのほかございますか。

○平賀委員

今、質疑があったところですが、委託料が増額になったということで、もともと想定していたものが補正前の金額なのかなと思いますが、業者さんが決まって、単純に以前の業者さんとは金額が違うので増額ということになったのか、理由とその内訳を説明してもらいたいのですけれども。

○酒井港湾課長

先ほど御指摘ありましたように、島田さんのほうにつきましては、かなり会社の御厚意というような形で、その会社のほうで港湾工事などを別に請け負っているという経過もありましたので、通常の専門業者に比べて安くなったという結果だと思います。

その内訳ということなのですが、基本的には人件費、それから減価償却費、燃料費等が含まれる形になっておりますけれども、今回の紋別のほうの会社におきましては、網走港と船が共通でシェアリングできるというようなことで、非常に安くということになっております。

○平賀委員

今の御説明で、人件費と船そのものの減価償却費ですね、それと燃料費があったということなので、例えば網走で新しく事業をすることになって、当然、タグボートが必要になるのですけれども、そこに対する購入の何がしだとか、そういうところは入っていないということを確認したかったのですけれども、入っていないということですか。

○酒井港湾課長

それについては入っていません。

○平賀委員

金額は、以前の業者さんよりは上がってしまうというのは、ある程度やむを得ないというのは理解しますし、必要な事業ですので、引き続き続けていただきたいと思います。

以上です。

○佐々木委員長

何か質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

では、港湾管理運営事業については、原案可決すべきものと決定いたします。

次、土木費、港湾費の港湾整備事業についてお願いします。

○酒井港湾課長

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度一般会計補正予算、国直轄港湾整備事業負担金について御説明いたします。

補正の理由と内容でございますが、国の予算確定によりまして、当初予算に計上した要望事業費から減額を受けたということに伴いまして、負担金が7,975万円を減額補正するものでございます。

事業内容は、網走港の第2防波堤の改良及び川筋物揚場の改良でございます。

補正額でございますが、歳出予算では国直轄港湾整備事業負担金で、補正前の額1億9,600万円に對しまして7,975万円を減額いたしまして、補正後の額が1億1,625万円となるものでございます。

歳入予算では、市債で補正前の額1億7,640万円に對しまして7,180万円を減額し、補正後の額が1億3,460万円となるものでございます。

本予算の減額に伴いまして、消化できない工事は次年度以降に行うこととなるものでございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆さんから質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

では、港湾整備事業について、原案可決すべきものと決定いたします。

次、土木港湾費、次の港湾整備事業、海岸施設整備事業について説明をお願いします。

○酒井港湾課長

続きまして、資料12ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度一般会計補正予算、海岸施設整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国の予算確定によりまして、当初予算に計上した要望事業

費から減額を受けたことに伴いまして、工事費366万円を減額補正するものでございます。

主な事業内容は、海岸町地区における護岸の改良工事で、延長200メートルの施工を実施するものでございます。

補正額でございますが、歳出予算では海岸施設整備事業で、補正前の額2億3,147万円に對しまして360万円を減額し、補正後の額は2億2,781万円となるものでございます。

歳入予算では国庫補助金で、補正前の額1億2,100万円に對しまして201万3,000円を減額し、補正後の額が1億1,898万7,000円になるものでございます。

また、市債で、補正前の額8,910万円に對しまして150万円を減額し、補正後の額が8,760万円となるものでございます。

本減額分につきましては、今年度内の全体事業費の中で吸収し、事業の進捗には影響を及ぼさないように進めていくことを考えております。

以上でございます。

○佐々木委員長

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

海岸施設整備事業についても、原案可決すべきものと決定いたします。

次に、土木港湾費、港湾整備事業の緑地整備事業について説明をお願いします。

○酒井港湾課長

続きまして、資料13ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度一般会計補正予算、緑地整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国の予算の確定によりまして、当初予算に計上した工事費632万円を減額補正するものでございます。

事業内容は、モヨロ地区の緑地における駐車場整備を実施するものであります。

補正額でございますが、歳出予算では緑地整備事業で、補正前の額4,008万円に對しまして632万円を減額いたしまして、補正後の額は3,376万円となるものでございます。

歳入予算では国庫補助金で、補正前の額1,600万円に對しまして84万円が増額となりまして、補正後の額が1,684万円となるものでございます。

また、市債では、補正前の額2,160万円に対しまして650万円を減額し、補正後の額は1,510万円となるものでございます。

本事業につきましては、当初、補助率40%の港振興交付金によりまして予算措置を行っていましたが、国の交付金事業の見直しを受けまして、補助率が50%を充てられる社会資本整備総合交付金に組み入れられることとなりました。その結果として、事業費全体としては減額になるものでございます。

今回、総事業費の減に伴いまして実施できない事業は、翌年度以降ということを予定いたしております。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆さんから質疑ございますか。

○近藤委員

今の御説明の中で、減額分の実施できない事業は翌年度以降ということですが、具体的に実施できないというのはどういう事業なのでしょうか。

○酒井港湾課長

具体的に照明のほうを予定していたのですけれども、これについては翌年度以降になるものと考えています。

○近藤委員

駐車場の照明は来年度以降、来年度確定ということではないのですか。

○酒井港湾課長

来年度やるということを予定しています。

○佐々木委員長

そのほか質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、緑地整備事業について、原案可決すべきものと決定いたします。

次に、土木費、都市計画費の街路整備事業について説明をお願いいたします。

○石川都市開発課長

議案資料の14ページ、15ページをごらんください。

平成23年度一般会計、街路事業費、3・4・8西山通整備事業の補正予算について御説明いたします。

補正予算に係る事業の内容でありますけれども、都市計画幹線道路3・4・8西山通の市道部分の

拡幅改良による街路整備事業であります。

補正の理由及び内容であります。国の平成23年度予算確定による事業費の減額に伴いまして、用地購入費40万円、補償費2,960万円、合計3,000万円を減額補正するものであります。

補正額であります。歳出予算では補正前の額1億2,080万円に対しまして3,000万円を減額し、補正後の額が9,080万円です。歳入予算では、街路整備事業交付金で、補正前の額7,200万円に対しまして1,800万円減額し、補正後の額が5,400万円、道路橋梁事業債で補正前の額4億370万円に対しまして1,140万円を減額し、補正後の額が3億9,230万円であります。

なお、減額に伴い縮小した事業内容につきましては次年度に実施する予定でありまして、本路線につきましては来年度に完了する予定でございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

何か質疑ございますか。

○平賀委員

この減額補正のことなのですが、今説明をいただくと用地の購入に係る減額だということになっていると思います。

実際この工事が来年度になるということは、ここにかかる工事費用そのものもことはかからなくなるというふうに思うのですけれども、その辺は減額補正になっていかないのですか。

○石川都市開発課長

本工事につきましては、本年度、道道側の交差点近辺を予定しておりますけれども、その箇所につきましては、前年までに用地補償等を完了しておりますので、本工事は当初予定どおり実施する予定でございます。

○平賀委員

そこはわかりました。

あとは単純な話ですけれども、用地購入の購入費とそれに係る補償費だということなので、単純に言ってその用地を買ってもらえるはずだった方の収入に影響が出る話なのですけれども、この話は当然納得済みだと思うのですけれども、簡単でいいのでどういう状況なのかをお聞かせいただけますか。

○石川都市開発課長

ことしの用地補償につきましては、当初計画で

は補償費については住宅4件を予定しておりましたが、今回の減額に伴いまして1件がなくなりますので3件ということになりますが、実は、網走市所有の住宅がございまして、それについて今回減ということで、そういう影響はないのかなと思います。

○平賀委員

不幸中の幸いということだと思いますが、それで影響がないということで理解いたしました。

あと、もう1点伺いたいのは、新しく今、道道工事をしていたときに出てくると思うのですけれども、その工事との関係で何らかの影響が出るということは多分ないだろうと思いますが、その辺、確認だけさせてください。

○石川都市開発課長

先ほど申しましたけれども、ことしについては本工事、交差点近辺ということで、これは道道の完了にあわせまして、交差点部分は完了させるということで考えておりますので、特にその他影響はないと思います。

○佐々木委員長

そのほか質疑ございますか。
（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

それでは、街路整備事業についても原案可決すべきものと決定いたします。

次、議案第6号市道路線認定及び廃止についてということで説明をお願いいたします。

○佐藤建設部長

議案資料の25ページから28ページ、資料6号をごらん願います。

今回、認定をしようとするところは、25ページ上段の認定区分記載にあります、路線番号27号鉄南本通線と路線番号695号錦町線の2路線であります。

また、廃止をしようとする路線につきましては、廃止区分27の鉄南本通線1路線であります。

認定及び廃止の理由でございますが、鉄南本通線につきましては、現在、北海道が平成15年から整備を進めております道道大観山公園線と市道、道道区域が重複した路線となっております。

この道道の整備が今年度中に整備工事完了の予定となりますことから、北海道との路線管理協議により、市道としての管理を前提に一度廃止をし、終点の変更とともに再度新たな区域で認定を

行うものでございます。

錦町線の認定につきましては、鉄南本通線の廃止再認定に伴いまして、もとの鉄南本通線の一部区間を分離をしますことから、新たな路線として認定をするものでございます。

認定路線、廃止路線の延長、敷地幅員、また、路線位置等につきましては、議案資料記載のとおりでございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

皆さん質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

では、市道の路線認定及び廃止について、原案可決すべきものと決定いたします。

次に、請願第4号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書提出についての請願について審議をしたいと思います。

○平賀委員

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書提出についての請願でございますが、ここ最近、最低賃金の引き上げ幅というのは大きく実施されているというふうに理解しています。

ただ、この請願にも書いてありますとおり、生活保護費との乖離という状況でも、まだ26円の差があるというのが現実でありますし、非正規労働者の方がふえてきて、その方々が主たる家計の生計者としてやむを得ず生計を支えなければならない状況もふえてきているという状況があるというふうに私は理解しています。

そういった状況を考えるときに、やはり最低賃金のリビング・ウェイズという、時給870円を目指して上げていくという、一つの方向性としてはやはり必要なのだと思いますので、まずは具体的な金額云々よりも、引き続き大幅な最低賃金の改善をしていくという方向性、これは労使ともにその必要性があるということで一斉にしているものと思いますので、ぜひ請願採択していただいて、そういった取り組みを進めていくようにしていただければと思います。

○佐々木委員長

そのほか、どうでしょうか。

○七夕委員

確かに労働者の保護は十分配慮が必要だと思います。ただ、5年間、大きな引き上げがあった

と。その成果として賃金が上がった効果というのが、まず余り見えてこないというのは確かに事実だと思います。上がったから経済がよくなるとか生活がよくなる、下がったからどうなのかというのは、根本的な部分がまだ私は見えないと思います。だから、賃金がふえることが大事なのかどうなのかという議論ではなくて、その人の生活に合ったバランス、要は地域で算定する試算もあって、あと、職業別の試算があって、その中でその人に合った職業をおのおのが選んで行うべきことが重要なのではないかと思います。ただ賃金を上げることだけを考えると、中小企業だとかそういうところでも負担が多く乗ってくる可能性もあるので、それは逆に企業を破綻に追い込み、従業員の雇用が妨げられる可能性もあるというふうに考えられますので、それを勘案して不採択で。

○佐々木委員長

ほかの委員はどうでしょうか。

○山田委員

今回の意見書の提出請願については、全国的に連合かどうかわかりませんが、連合だと思えるのですけれども、ここから出ている請願であると思います。

この中の内容を見ますと、多分、従業員10名以下の最低賃金の法定労働時間という、いわゆる週44時間で計算されている部分で、1カ月12万円程度、年間140万円程度しかないというふうに書いております。

基本的には40時間と48時間でありましてけれども、中小企業を対象にこれを述べているという話になっていますけれども、私は、中小企業というのは、今、非常に経済が冷えていて上げられる状態ではないというのは間違いない状況です。しかしながら、自分がその立場になったとしたら、やはり給料を上げてほしいという気持ちに十分なっております。ところが、中小企業の経営者としては、上げることによって人を切らなければならないという状況があります。

例えば、私が試算した中で、100名の従業員がいたとしたら、ここに書いている870円と691円の差額が179円とする。100名いると340幾らになります。そうすると、2名、3名の人を切らなければ採算が合わないという状況もありますので、そういう人を切るような状況になる可能性もあるので、今ちょっと我慢をして景気がよくなったとき

に上げるというような形で、私は今回我慢をして不採択ということでお願いしたいというふうに思っております。

○佐々木委員長

他の委員はいかがでしょうか。

○近藤委員

賃金についてですが、私は企業の体力向上と表裏一体の話だと思っております。

網走の地場産業の現状を見てみると、簡単に賃金を上げられる状況ではないという中小企業の声も多く聞いております。ですので、こういった最低賃金を改善してほしいという、要請を上げていくことも大切なのですが、一方で、やはり地場産業をどう体力を向上させていくのかという取り組みも考えていかなければいけないと。

今、各委員さんからもお話があったように、今はまだ時期尚早ではないかという御指摘もあるので、私としては継続という形で考えていったらどうかというふうに思います。

○佐々木委員長

副委員長は何か。

○栗田副委員長

前にもこの請願、改選前ですけれども上がっていたものとほぼ同じものかなと思います。

私は賛成したいと思います。時代的な背景いろいろ、景気の動向もあって、経営者サイドの意見も当然わかるのですけれども、やはりこの請願に関してはもらう立場の人間の最低生活の保障という部分だと思うのです。

やはり最低賃金が決まっている限り、最低賃金で合わせる中小企業というのは非常に多いというのも現実なので、そうなったときに、働く立場になったときに、やはり今の時代ちょっと低過ぎるのではないかなというのは、私がアルバイトに行ったときにこの賃金ではとても1時間働いていられないというのが正直に感じる部分もありますし、現実には若い人たちがこういう賃金で働いているというのは非常に寂しいなという気がしますから、最低の部分で企業努力で上がる部分があると思うのです。

今、山田委員から言われたように、100人の規模になれば100人なりの経費の積み方というのは、ほかの部分でもいろいろできるでしょうし、賃金の部分ではやはり最低の部分として、生活福祉委員会のほうでも出ていましたけれども、生活

保護の引き上げ云々という話もありますけれども、それはいかがなものかなと思うのですけれども、それより低いというのはちょっと問題があるなという部分で賛成したいと思います。

○平賀委員

意見の一致はなかなか難しいというふうにも思いますが、一応申し上げておきたいのは、この請願の中にも書いてありますが、全国最低賃金800円を目指すということは、政公労使の合意事項として実際存在しているということなのです。それを受けて大幅な改善を今回求める意見書でございますので、現在の最低賃金が800円に向けて上げられていくということは、これは労働界、産業界を含めて合意事項になっていることは、まず我々としては認識しておかなければならないと思います。

確かに企業の経営上厳しいということは、私も実際にNPOになりますけれども経営をしておりますのでわからないわけではありませんが、今、栗田委員がおっしゃったとおり、さまざまな努力の中で吸収できるものがあれば、これとは別に中小企業に対する支援策というものも当然考えてもらわなければならないですし、そういうことを施策してやっていくという話もありますので、ぜひ請願については通していただければというふうに考えます。

○佐々木委員長

それでは、皆さんさまざまな意見が出ましたけれども、意見の一致を見ませんでしたので継続審査といたします。

次、陳情第1号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書提出についての陳情について審議したいと思います。

○平賀委員

この陳情につきましては、国の出先機関で地方運輸局の存続、それからそこも含めて運輸行政の充実ということを求めるというふうに思います。国の中では、確かに二重行政がかかっている部分の見直しについて積極的検討をするという動きがあって、その取り組みが進められているということは知っておりますが、確かに地方運輸局については二重行政に当たっている部分というのは基本的にはないのだろうというふうに私は理解していますので、この請願については採択でいいと思います。

○佐々木委員長

他の委員はいかがでしょうか。

○山田委員

私、これも国家公務員の労働組合が出している案件だというふうに思いますけれども、この中に書いている中で運輸行政を充実させると、住民の安全・安心の交通とか書いているのですけれども、何の充実なのかは述べておりません。

現在、国の政策の中で、中央集権から地方分権になって、地域の住民は自分たちで守ると、そういうふうに国から分離してやっていこうという中で、こういう形で陳情が出ていますが、そうであるのであれば、私は国の出先機関を地方のところに移転してもらって、私たちがこういう運輸行政を守れるようにしなければ物事が、例えば申請にしても何にしても、国から一々来るのではなく、我々の地域が独自で判断できるようなスタイルを持ってきてほしいというふうに思うのです。そのほうがスムーズにいく可能性は私は高いと思います。

国に申請すると時間がかかります。ところが、地域にその権限が移譲されることによって、早いスタイルのサービスが私たち住民にとっては受けられると、そういうふうに理解いたしますので、これについては不採択とは言いませんので、継続という形でお願いしたいと思います。

○佐々木委員長

継続ですね。

○近藤委員

国の出先機関が網走からもどんどん減っていったり、法務局も北見に行ってしまったとかして、実際に生活の中で不便になったという意見もあります。

あと、今回のこの陳情に関して言うと、交通運輸行政ということで、このあたりだと女満別空港の航空管制業務を担っている航空局とか、そのあたりをイメージされて出されているのかなと思います。

そういう点で考えると、もともと鉄道事業者にいた身から言うと、安全・安心という運輸機関の一定の条件を満たすためには、国の統制下に置かれている、国の基準のもとに置かれているということが極めて重要だと私は思っています、こういう点でも国土交通省の出先が今のままで維持されるということは私は必要だと思っていますの

で、私はこの陳情については採択の方向で考えています。

○佐々木委員長

栗田副委員長ありますか。

○栗田副委員長

これも以前に議論した経過があるのですが、以前は可能かなという考え方、特に運輸行政が自治体ごとでできるのではないかなという考え方を持っていたのですけれども、それは行く行く地方分権で道州制だとか州単位のものもしっかりできた段階で初めて成り立つ話で、現在の段階でそれを全部自治体ごとに、各地域ごとにできるかというと、なかなか難しいのかなという気がします。

これだけに限って言うとなりにかなっているのかなど。今の体制のほうは、運輸というのは全国画一的な統一された制度の中でやっていたほうがスムーズにいけるだろうというのが、現段階では僕は考えられるのではないかなというふうに考えを新たにしましたので、この陳情だけに関しては僕は賛成したいと思います。

○佐々木委員長

皆さんの意見が出ましたけれども、継続という意見も出ておりますので、これは継続審査といたします。

次に、原発から撤退、安全最優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出について審議いたします。

○平賀委員

今まさにホットな話題の一つだと思います。だけれども原発についてはどうなっていくのかという不安を抱いている状況だと思います。

その中で、この原発というものが、この世の中の一定の電力を含めたエネルギーの順位、割合が大きいと言われているのですが、ただ、原子力発電所を含めた各発電所の稼働率が、国際的には70%から80%あるのに対して、日本国内の発電所というのは50%程度に抑えられている状況です。

それを前提に考えたときに、すべての原子力発電所がたとえ今とまったというふうに仮定しても、残っている発電所の稼働率を諸外国並みに引き上げれば、電力がすべて賄えるというのが計算上明らかになっています。ということは、原発から撤退の方向で進めていって、どうしても足りなくなる部分を自然エネルギーへ転換していくというのは、方向性からは私は正しい方向性なのだろう

うというふうに今思っています。

即やめるということではなくて、段階的に切りかえていくということだと思いますので、これについては採択の方向で進めたいというふうに思います。

○七夕委員

私も平賀委員と同じで、自然エネルギーへの転換を計画的に進めると思いますので、採択で。

○山田委員

私も平賀委員の言うとおりで、急にというのはなかなか難しいのですけれども、徐々にそういう方向でいけば、今回の震災を見たとおりで非常に危険だということを認識されましたので、やはり自然エネルギーへ徐々にかえていくということで、これについては採択で。

○近藤委員

私も採択の方向で考えたいと思います。

○栗田副委員長

確かに理想は理想なのです。できるのであればそうなったほうがいい。できないから多分こうなってきたのではないかなと思うのですけれども。この宣言云々というのはどうなのでしょう。国のほうとしても、まだ非常に迷っているというか、統一の見解が出ていない段階でもありますし、だからなおかつこういうのが必要なのかもしれないかもしれませんけれども、私は100%の原発がだめだという感覚にはなっていないのですが、皆さんの意見に従いたいと思います。

○佐々木委員長

それでは、原発から撤退、安全最優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出につきましては、全員の委員の一致を見ましたので、委員会として意見書案を本会議に上程することに決定いたしたいと思います。

それでは、意見書案を作成しておりますので、暫時休憩したいと思います。

午前10時42分 休憩

午前10時45分 再開

○佐々木委員長

それでは、再開いたします。

一読していただきまして、よろしければ。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐々木委員長

では、この意見書案を地方自治法第99条の規定に基づきまして、関係行政庁に提出することに決定いたしたいと思います。

以上で案件は終了しますので、次に説明会を開催するために、暫時また休憩いたします。

失礼します。その前に、理事者側から何かそのほかの案件ございましたでしょうか。

（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

委員のほうからございますか。

○平賀委員

その他ということと言わせていただきますが、福島原発事故がありました。風向きで、海側、あるいは関東方向に向けて被害が広がっているということは御承知のとおりだと思いますし、汚染水そのものが海に向けて流れていって、海洋を含めて影響が懸念されているということは御承知のとおりだと思います。

それで、今すぐ網走の農産物や海洋資源関係に影響がないということは私も承知しておりますが、これから風向きが夏にかけて変わっていくということ、それによる影響の可能性というのがゼロかどうかは今はまだわからないことと、それから海流の関係で、基本的にはこちら側に直接放射性物質が流れてくることは、千島海流が犬吠埼からハワイのほうに抜けますので、その間に希釈されますからないというふうに思っていますけれども、回遊性の魚については影響がないとまだ言えない状況もあるのだと思います。

それで、ヨーロッパでは、実際にお店にこの作物は、この魚は何ベクレルですよと表示して、チェルノブイリ以後売っているということも当然御承知のとおりだと思いますけれども、そういった対応をやはり市町村レベルでもやっていく必要が、今、秋に向けてあるのではないかと思います。その辺何か考え方をお持ちかどうかを伺いたいと思います。

○井上経済部長

いろいろな話が今出ておりますけれども、特に網走市は今お話のありました水産物もそうですけれども、農産物も含めて非常に日本の食料基地を担っていると。そういう立場で考えますと、ある一定の懸念というのも考えていかなければいけないというふうには思っていますが、ただ、今のところ生産者なり、そういった業界からの放射能に

関するいろいろな相談なり協議が今されているかということ、現実的にはまだされておりません。そういう意味では、市といたしましても、そういった生産者業界も含めてどういった考えをお持ちなのかということについて、一定程度確認をしておく必要があるのかなというふうには思います。

しかし、一つは放射能について、風評被害ではないですけれども、そのことが消費者に向けて、例えば自主検査という範疇が消費者にとって、ある意味で本当にそのことが伝え切れるのであろうかと。はっきり申し上げますと、自主検査よりも、むしろしかるべきそういう検査機関でちゃんと検査をしてもらうといったことも含めて、消費者に対する安心・安全のPRになるのではないかと。ということを考えますと、総体的にそういった問題も含めて、業界も含めて話をしていくということが大事だろうと思っています。

以上です。

○平賀委員

考え方はわかりました。

実際、自主検査をすることを決めたところももうあると伺っていますし、そういったものを好んで買うような趣向性も、多分これだけインターネットでの情報が広がっている状況が、この震災でますます広がっていますので、そういうところがあると思います。

必要に応じては、道や国に対して実施を要望していかなければならないことだというふうに思いますけれども、引き続きその辺の取り組みをぜひやっていただければと思います。

以上です。

○佐々木委員長

その他、ほかの委員からございますか。

（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

なければ、次に、追加議案の説明会を行いますので、暫時休憩して理事者の入れかえを行いたいと思います。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 再開

○佐々木委員長

それでは、委員会を再開いたします。

まず、本年の行政視察なのですけれども、例年ですと改選期は秋に行政視察を、それぞれ委員会

が行うことになっていきますけれども、まず、行政視察を行うか行わないか、皆さんの御意見をいただいてから進めたいと思いますが、いかがでしょうか。行うか行わないかを、まず、皆さんの意思決定をされてから行政視察の内容に入らなければいけませんので。

○平賀委員

行うということで。

○佐々木委員長

そのほかの委員の皆さんも行くということでよろしいでしょうか。行うということで。

（「異議なし」の声あり）

○佐々木委員長

それでは、今回は、まずスケジュールを、それから候補地、視察項目などを協議したいと思いますけれども。

まず、スケジュールなのですが、さっきも申し上げましたとおり改選期は秋、9月の定例会終了後、10月中に大体行うということが多いのですが、それで、スケジュールからまず決めなければいけないと思いますので。

○佐藤局長

それでは、私のほうから、他の委員会の日程ですけれども、総務文教委員会は10月17日の週、生活福祉委員会は10月24日の週ということで事務を進めております。

○佐々木委員長

そうしますと、大体、できることであれば、委員会はダブらないほうが日程的にいいということなので。

休憩して、いろいろと話を進めていきたいと思います。

午前11時01分 休憩

午前11時12分 再開

○佐々木委員長

再開いたします。

では、行政視察の詳しい内容につきましては、これから皆さんからいろいろと提案をしていただいた上で正副に一任をいただいて日程を10月11日の週とし、視察項目については、7月15日午後1時からの委員会で内容を決定して進めていきたいと思いますので、7月15日の委員会の参集をお願いしたいと思います。

では、以上で委員会を閉会したいと思います。

お疲れさまでした。

午前11時12分 閉会